

## 「北海道アザラシ管理検討会設置要綱」の一部改正について

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">北海道アザラシ管理検討会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 アザラシ類の現状や対策の実施について、学識経験者等を参集し、専門的かつ科学的な評価の検討を行い、その意見等を聞くことにより、北海道アザラシ管理計画の適正な推進に資することを目的として、北海道アザラシ検討会（以下「検討会」という）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 検討会においては、アザラシ類の適切な管理のために必要な次の事項を総合的に検討する。 (1) アザラシ類による漁業被害の防除に関する事項 (2) アザラシ類の個体数調整に関する事項 (3) アザラシ類のモニタリング手法に関すること (4) その他アザラシ類の適切な管理のために必要な事項</p> <p>(構成) 第3条 検討会は、構成員5人以内で構成する。 2 構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定する。</p> <p>(運営) 第4条 検討会は、毎年度、北海道環境生活部長が招集し、主催する。 2 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。 3 検討会に座長を置き、構成員が互選する。 4 座長は、検討会の<u>議事進行を図る</u>とともに自ら検討会に出席できない場合は、構成員の中から座長代理を指名する。</p> <p>(設置期限) 第5条 検討会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(その他) 第6条 1 検討会の事務は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課において行う。 2 この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は北海道環境生活部長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年11月12日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年8月21日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">北海道アザラシ管理検討会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 アザラシ類の現状や対策の実施について、学識経験者等を参集し、専門的かつ科学的な評価の検討を行い、その意見等を聞くことにより、北海道アザラシ管理計画の適正な推進に資することを目的として、北海道アザラシ検討会（以下「検討会」という）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 検討会においては、アザラシ類の適切な管理のために必要な次の事項を総合的に検討する。 (1) アザラシ類による漁業被害の防除に関する事項 (2) アザラシ類の個体数調整に関する事項 (3) アザラシ類のモニタリング手法に関すること (4) その他アザラシ類の適切な管理のために必要な事項</p> <p>(構成) 第3条 検討会は、構成員5人以内で構成する。 2 構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定する。</p> <p>(運営) 第4条 検討会は、毎年度、北海道環境生活部長が招集し、主催する。 2 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。 3 検討会に座長を置き、構成員が互選する。 4 座長は、検討会の<u>会議を主宰する</u>とともに自ら検討会に出席できない場合は、構成員の中から座長代理を指名する。</p> <p>(設置期限) 第5条 検討会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(その他) 第6条 1 検討会の事務は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課において行う。 2 この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は北海道環境生活部長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成25年11月12日から施行する。 附 則 この要綱は、平成26年8月21日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。</p>